衛生管理者免許試験　公表問題

関係法令（有害業務）

① 安全衛生管理体制
② 作業主任者
③ 譲渡等の制限等
④ 定期自主検査
⑤ 製造の禁止と許可
⑥ 表示等・文書の交付等・有害性の調査
⑦ 安全衛生教育（特別教育）
⑧ 作業環境測定
⑨ 特殊健康診断項目と法規制
⑩ 健康管理手帳
⑪ 労働安全衛生規則の衛生基準
⑫ 有機溶剤中毒予防規則
⑬ 特定化学物質障害予防規則
⑭ 電離放射線障害防止規則
⑮ 酸素欠乏症等防止規則
⑯ 粉じん障害防止規則
⑰ 石綿障害予防規則
⑱ じん肺法
⑲ 報告
⑳ 労働基準法（時間延長制限業務）
㉑ 労働基準法（年少者・女性の就業制限）

新潟ウェルネス
一般社団法人 新潟県労働衛生医学協会

【令和 6 年 10 月】

【 問　9 】　粉じん障害防止規則に基づく措置に関する次の記述のうち、**誤っているもの**はどれか。ただし、同規則に定める適用除外及び特例はないものとする。

（1）屋内の特定粉じん発生源については、発生源の区分に応じて、密閉する設備、局所排気装置、プッシュプル型換気装置若しくは湿潤な状態に保つための設備の設置又はこれらと同等以上の措置を講じなければならない。

（2）特定粉じん発生源に係る局所排気装置に、法令に基づき設ける除じん装置は、粉じんの種類がヒュームである場合には、サイクロンによる除じん方式のものでなければならない。

（3）特定粉じん作業以外の粉じん作業を行う屋内作業場については、全体換気装置による換気の実施又はこれと同等以上の措置を講じなければならない。

（4）常時特定粉じん作業を行う屋内作業場については、６か月以内ごとに１回、定期に、空気中の粉じんの濃度の測定を行い、その測定結果等を記録して、これを７年間保存しなければならない。

（5）土石、岩石又は鉱物に係る特定粉じん作業を常時行う屋内作業場について、法令に基づき空気中の粉じんの濃度の測定を行うときは、当該土石、岩石又は鉱物中の遊離けい酸の含有率が明らかな場合を除き、当該粉じん中の遊離けい酸の含有率を測定しなければならない。

▸▸解説◂◂

（1）正しい：粉じん則第４条（特定粉じん発生源に係る措置）第１項。

（2）**誤り**：ヒュームは、ろ過除じん方式、電気除じん方式、これと同等以上の性能を有する除じん方式によらなければならない。粉じん則第 13 条（除じん）第１項、第８項。

（3）正しい：粉じん則第５条（換気の実施等）第１項。

（4）正しい：粉じん則第 25 条（作業環境測定を行うべき屋内作業場）、粉じん則第 26 条（粉じんの濃度の測定等）第１項、第８項。

（5）正しい：粉じん則第 26 条（粉じん濃度の測定等）第２項。

＊解答＊　（2）

【令和５年 10 月】

【 問　５ 】　次のＡからＥの粉じん発生源について、法令上、**特定粉じん発生源に該当するもの**の組合せは(１)～(５)のうちどれか。

Ａ　屋内において、耐火物を用いた炉を解体する箇所

Ｂ　屋内の、ガラスを製造する工程において、原料を溶解炉に投げ入れる箇所

Ｃ　屋内において、研磨材を用いて手持式動力工具により金属を研磨する箇所

Ｄ　屋内において、粉状の炭素製品を袋詰めする箇所

Ｅ　屋内において、固定の溶射機により金属を溶射する箇所

（１）Ａ，Ｂ

（２）Ａ，Ｅ

（３）Ｂ，Ｃ

（４）Ｃ，Ｄ

（５）Ｄ，Ｅ

▸▸解説◂◂

※　粉じん則第２条（定義）別表第２（特定粉じん作業）。

Ａ：該当しない：(別表第１⑲)。

Ｂ：該当しない：(別表第１⑫)。

Ｃ：該当しない：(別表第１⑦のうち別表第３⑥に該当)。

Ｄ：**該当する**：(別表第２⑨)。

Ｅ：**該当する**：(別表第２⑮)。

＊解答＊　（５）

【令和 3 年 10 月】

【 問　9 】　粉じん障害防止規則に基づく措置に関する次の記述のうち、**誤っているもの**はどれか。ただし、同規則に定める適用除外及び特例はないものとする。

（1）屋内の特定粉じん発生源については、その区分に応じて密閉する設備、局所排気装置、プッシュプル型換気装置若しくは湿潤な状態に保つための設備の設置又はこれらと同等以上の措置を講じなければならない。

（2）常時特定粉じん作業を行う屋内作業場については、６か月以内ごとに１回、定期に、空気中の粉じんの濃度の測定を行い、その測定結果等を記録して、これを７年間保存しなければならない。

（3）特定粉じん発生源に係る局所排気装置に、法令に基づき設ける除じん装置は、粉じんの種類がヒュームである場合には、サイクロンによる除じん方式のものでなければならない。

（4）特定粉じん作業以外の粉じん作業を行う屋内作業場については、全体換気装置による換気の実施又はこれと同等以上の措置を講じなければならない。

（5）粉じん作業を行う屋内の作業場所については、毎日１回以上、清掃を行わなければならない。

▸▸解説◂◂

（1）正しい：粉じん則第 4 条（特定粉じん発生源に係る措置）。

（2）正しい：粉じん則第 25 条（作業環境測定を行うべき屋内作業場）。安衛令第 21 条（作業環境測定を行うべき作業場）第 1 項①．安衛令第 26 条（粉じん濃度の測定等）第 1 項。

（3）**誤り**：「サイクロンによる除じん方式」⇒「ろ過除じん方式、電気除じん方式」。粉じんの種類によって除じん方式が規定されている。粉じん則第 13 条（除じん）第 1 項

（4）正しい：粉じん則第 5 条（換気の実施等）。

（5）正しい：粉じん則第 24 条（清掃の実施）。

＊解答＊　（3）

【令和３年４月】

【 問　９ 】　粉じん作業に係る次の粉じん発生源のうち、法令上、**特定粉じん発生源に該当するもの**はどれか。

（１）屋内の、ガラスを製造する工程において、原料を溶解炉に投げ入れる箇所
（２）屋内の、耐火物を用いた炉を解体する箇所
（３）屋内の、研磨材を用いて手持式動力工具により金属を研磨する箇所
（４）屋内の、粉状のアルミニウムを袋詰めする箇所
（５）屋内の、金属をアーク溶接する箇所

▸▸解説◂◂

特定粉じん作業は、粉じん作業のうち、粉じん発生源が別表第２に掲げる特定粉じん発生源であるもの。

（１）（２）（３）（５）該当しない

（４）**該当する** ： 特定粉じん作業：粉じん則　別表第２（特定粉じん発生源）⑨。

＊解答＊　（４）

【平成 31 年 4 月】

【 問　6 】　次の粉じん作業のうち、法令上、**特定粉じん作業に該当するもの**はどれか。

（1）屋内のガラスを製造する工程において、原料を溶解炉に投げ入れる作業
（2）耐火物を用いた炉を解体する作業
（3）屋内において、研磨材を用いて手持式動力工具により金属を研磨する箇所における作業
（4）屋内において、フライアッシュを袋詰めする箇所における作業
（5）タンクの内部において、金属をアーク溶接する作業

▸▸解説◂◂

特定粉じん作業は、粉じん作業のうち、粉じん発生源が別表第２に掲げる特定粉じん発生源であるもの（特定粉じん作業）。

（1）該当しない：粉じん作業：粉じん則　別表第１（粉じん作業）⑫。「原材料を溶鉱炉に投げ入れる作業」は、特定粉じん発生源から除かれている。
（2）該当しない：粉じん作業：粉じん則　別表第１（粉じん作業）⑲。
（3）該当しない：粉じん作業：粉じん則　別表第２（粉じん作業）⑦。「手持式又は可搬式動力工具によるもの」は、特定粉じん発生源から除かれている。
（4）**該当する**：**特定粉じん作業**：粉じん則　別表第２（特定粉じん発生源）⑨。
（5）該当しない：粉じん作業：粉じん則　別表第１（粉じん作業）⑳の２。

＊解答＊　（4）

【平成 30 年 10 月】

【 問　6 】　粉じん障害防止規則に基づく措置に関する次の記述のうち、**誤っているもの**はどれか。ただし、同規則に定める適用除外及び特例はないものとする。

（1）常時特定粉じん作業を行う屋内作業場については、６か月以内ごとに１回、定期に、空気中の粉じんの濃度の測定を行い、測定結果等を記録して、これを７年間保存しなければならない。

（2）特定粉じん作業を行う屋内作業場については、当該粉じん作業に係る粉じんを減少させるため、全体換気装置による換気を実施しなければならない。

（3）粉じん作業を行う屋内の作業場所については、毎日１回以上、清掃を行わなければならない。

（4）法令に基づき局所排気装置に設ける除じん装置は、ヒュームとヒューム以外の粉じんに応じて、除じん方式が定められている。

（5）除じん装置を付設すべき局所排気装置の排風機は、原則として、除じんをした後の空気が通る位置に設けなければならない。

▸▸解説◂◂

（1）正しい：粉じん則第 25 条（作業環境測定を行うべき屋内作業場）、第 26 条（粉じん濃度の測定等）第１項、第８項。

（2）**誤り**：粉じん則第４条（特定粉じん発生源に係る措置）。

（3）正しい：粉じん則第 24 条（清掃の実施）。

（4）正しい：粉じん則第 13 条（除じん）。

（5）正しい：粉じん則第 11 条（局所排気装置等の要件）③。

＊解答＊　（2）